

新潟県条例第32号

新潟県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例

第1条 新潟県立職業能力開発校条例（昭和44年新潟県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（授業料）</p> <p>第14条 普通課程の普通職業訓練を受ける訓練生は、月額<u>7,430円</u>の授業料を毎月25日までに納めなければならない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p style="text-align: center;">（寄宿料）</p> <p>第18条 寄宿舎に入舎している者は、月額<u>3,080円</u>以内の額で規則で定める額の寄宿料を毎月25日までに納めなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（授業料）</p> <p>第14条 普通課程の普通職業訓練を受ける訓練生は、月額<u>4,950円</u>の授業料を毎月25日までに納めなければならない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p style="text-align: center;">（寄宿料）</p> <p>第18条 寄宿舎に入舎している者は、月額<u>3,030円</u>以内の額で規則で定める額の寄宿料を毎月25日までに納めなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>

第2条 新潟県立職業能力開発校条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（授業料）</p> <p>第14条 普通課程の普通職業訓練を受ける訓練生は、月額<u>9,900円</u>の授業料を毎月25日までに納めなければならない。</p> <p>2～4 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（授業料）</p> <p>第14条 普通課程の普通職業訓練を受ける訓練生は、月額<u>7,430円</u>の授業料を毎月25日までに納めなければならない。</p> <p>2～4 （略）</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中新潟県立職業能力開発校条例第18条の改正及び附則第4項の規定 平成31年10月1日
 - (2) 第1条中新潟県立職業能力開発校条例第14条の改正及び次項の規定 平成32年4月1日
 - (3) 第2条及び附則第3項の規定 平成33年4月1日

（授業料に関する経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の新潟県立職業能力開発校条例第14条第1項の規定は、前項第2号に定める日以後において入校した者について適用し、同日前において在籍している者については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の新潟県立職業能力開発校条例第14条第1項の規定は、附則第1項第3号に定める日以後において入校した者について適用し、同日前において在籍している者については、なお従前の例による。

（寄宿料に関する経過措置）
- 4 第1条の規定による改正後の新潟県立職業能力開発校条例第18条第1項の規定は、附則第1項第1号に定める日以後における寄宿に係る寄宿料について適用し、同日前の寄宿に係る寄宿料については、なお従前の例による。